

創価白馬会（創価大学陸上競技部OB・OG会）会則

第一条（名称） この会の名称は、「創価白馬会（創価大学陸上競技部OB・OG会）」という。

第二条（所在地） この会は八王子市丹木町1-236創価大学内におく。

第三条（目的） この会は、会員相互の親睦を深めることによりOB・OGの連帯を強くするとともに、現役生に対する後方支援活動を行うことを通じて、創価大学の発展に寄与することを目的とする。

第四条（会員）

第一項 この会の会員は、在学時に陸上競技部（愛好会、同好会を含む）に在籍していた経験がある者で、かつ本人が本会への入会を希望する者とする。

第二項 会員は、この会の目的を理解し、その達成に努めるものとする。

第五条（役員及び組織）

第一項 この会は、会長及び副会長を置く。副会長は複数名を置くことができるものとする。会長はこの会を代表し、会を運営する。副会長は、会長を補佐するとともに、会長が欠席した場合に会長の職務を代理し、及び会長が欠けたときには次の総会までの間、会長の職務を代行する。

第二項 この会は、会の運営を円滑に推進する為に会長の指示のもとに事務局を置くこととする。事務局長は、会長が指名する。事務局長の下に事務局員を置くことができる。

第三項 この会は、会の運営事項を決定する為に幹事会を置く。幹事会は、会長、副会長、事務局、幹事により構成される。

第四項 この会は、会員の連絡・伝達事項を円滑に行うため、原則として各期に連絡責任者を置く。連絡責任者は、複数名置くことができる。

第六条（会長及び副会長の選出） 会長及び副会長の選出は、幹事会にて候補者を選出し、総会での投票により有効投票数（当日参加者及び委任状）の過半数の賛成をもって信任するものとする。幹事及び連絡責任者は、各期中で互選し、会長の了承のもと総会に報告する。

第七条（任期） 会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

第八条（顧問又は名誉会員） 会員の中から創価大学陸上競技部及びこの会の発展に大きく貢献した者を顧問とすることができる。名誉会員は、この会に著しく貢献した大学関係者（卒業生を含む）又は外部団体の役職者から名誉会員を置くことができる。顧問及び名誉会員は、会長が指名し総会で信任した者とする。

第九条（会費）

第一項 本会を適正に運営する為に、年一回会員から会費を徴収する。金額については、幹事会にて決定し、総会で議案提出し追認する。金額を変更する場合も同様とする。

第二項 会費の徴収方法は、事務局にて決定して会員に通知する。会員は、期限までに支払うものとする。

第三項 会費は事務局が管理して、その使用について会長に報告する。年1回決算を行い、総会を開催する場合は総会に諮り、それ以外の年度は幹事会の承認を得るものとする。

第十条（総会） この会の運営に関する重要事項を決定する為に、総会を開催する。開催については、幹事会にて決定し会員に通知するものとする。

第十一条（活動）

- ① 寄付行為 現役生に対する支援活動を行う必要があると認めるときは、年会費の中から寄付を行い、また会費とは別に寄付金を募り寄付を行う。
- ② 応援活動 現役生の各種大会、記録会及び合宿等にOB・OGとして参加し応援する。
- ③ 啓蒙活動 OB・OG一人ひとりに本会の認知向上と参加を促す啓蒙活動を実施する。
- ④ 親睦 会員相互の親睦を図る為、各種行事を実施する。

第十二条（その他） この会の運営に必要なその他の事項については、別途定めるものとする。

附 則 この会則は平成22年5月4日より施行する。